

議案第30号

豊橋市図書館規則の一部を改正する規則について

令和3年6月30日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西正泰

豊橋市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第7号

豊橋市図書館規則の一部を改正する規則

豊橋市図書館規則（昭和58年豊橋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前															
<p>（開館時間）</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>		<p>（開館時間）</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>															
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>開館時間</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>豊橋市向山図書館</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>豊橋市まちなか図書館</u></td><td><u>午前9時から午後9時まで</u></td></tr></tbody></table>		名称	開館時間	（略）		豊橋市向山図書館	（略）	<u>豊橋市まちなか図書館</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>開館時間</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>豊橋市向山図書館</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>		名称	開館時間	（略）		豊橋市向山図書館	（略）
名称	開館時間																
（略）																	
豊橋市向山図書館	（略）																
<u>豊橋市まちなか図書館</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>																
名称	開館時間																
（略）																	
豊橋市向山図書館	（略）																
<p>（休館日）</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p>		<p>（休館日）</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p><u>（1）月曜日。ただし、その日が休日</u> <u>当たるときは、その日後においてその</u></p>															

日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び
12月29日から同月31日まで

(3) 館内整理日（毎月第4金曜日。そ
の日が国民の祝日に当たるときは、そ
の前日）

(4) 特別整理期間

<u>名称</u>	<u>休館日</u>
<u>豊橋市中央図書館 及び豊橋市向山図 書館</u>	<u>(1) 月曜日。た だし、その日が 休日に当たると きは、その日後 においてその日 に最も近い休日 でない日</u> <u>(2) 1月1日か ら同月3日まで 及び12月29日か ら同月31日まで</u> <u>(3) 館内整理日 （毎月第4金曜 日。ただし、その 日が休日に当た るときは、その 前日）</u> <u>(4) 特別整理期 間</u>
<u>豊橋市まちなか図 書館</u>	<u>(1) 1月1日か ら同月3日まで 及び12月29日か ら同月31日まで</u>

(2) 館内整理日

(毎月第4金曜
日。ただし、その
日が休日に当た
るときは、その
前日)

(3) 特別整理期

間

様式第11号から様式第13号までを次のように改める。

様式第11号（第18条関係）

豊橋市 中央 図書館使用承認申請書 まちなか 年 月 日 豊橋市教育委員会 様 住所 申請者 氏名 電話 次のとおり 中央 図書館の使用を承認してください。 まちなか							
使用目的							
使用内容							
使用日時	年 月 日		午 前後	時から	年 月 日		午 前後 時まで
使用区分	区 分		※使用料	区 分		※使用料	
	中 央	集 会 室	円	中 央	第二会議室		円
		第一会議室	円		第三会議室		円
	まちなか	インターナショナルスペース（全面）	円	まちなか	インターナショナルスペース（半面）		円
入場予定人員	人		入場料等の有無		有 無		
利用責任者	住 所 氏 名						
そ の 他							

備考 1 使用区分の該当欄に○印を付けてください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第12号（第19条関係）

<p>豊橋市 ^{中央} _{まちなか} 図書館使用承認書</p> <p style="text-align: right;">承認第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">豊橋市教育委員会 印</p> <p>年 月 日申請の ^{中央} _{まちなか} 図書館の使用については、次のとおり承認します。</p>						
使用目的						
使用内容						
使用日時	年 月 日 午 ^前 _後 時から 年 月 日 午 ^前 _後 時まで					
使用区分	区 分		使用料	区 分		使 用 料
	中 央	集 会 室	円	中 央	第二会議室	円
		第一会議室	円		第三会議室	円
	ま ち な か	インター ナショナル スペース (全面)	円	ま ち な か	インター ナショナル スペース (半面)	円
入場予定人員	人		入場料等の有無		有 無	
利用責任者	住 所 氏 名					
使用条件						

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第21条関係）

豊橋市 ^{中央} まちなか ^{まちなか} 図書館使用承認取消願	
年 月 日	
豊橋市教育委員会 様	
住所	
申請者 氏名	
電話	
次の事由のため、使用承認を取り消してください。	
取消しを受けようとする理由	
使用日時	年 月 日 午前 時から 年 月 日 午後 時まで
使用施設	
承認年月日	年 月 日
承認番号	承認第 号
その他	

附 則

この規則は、令和3年11月27日から施行する。